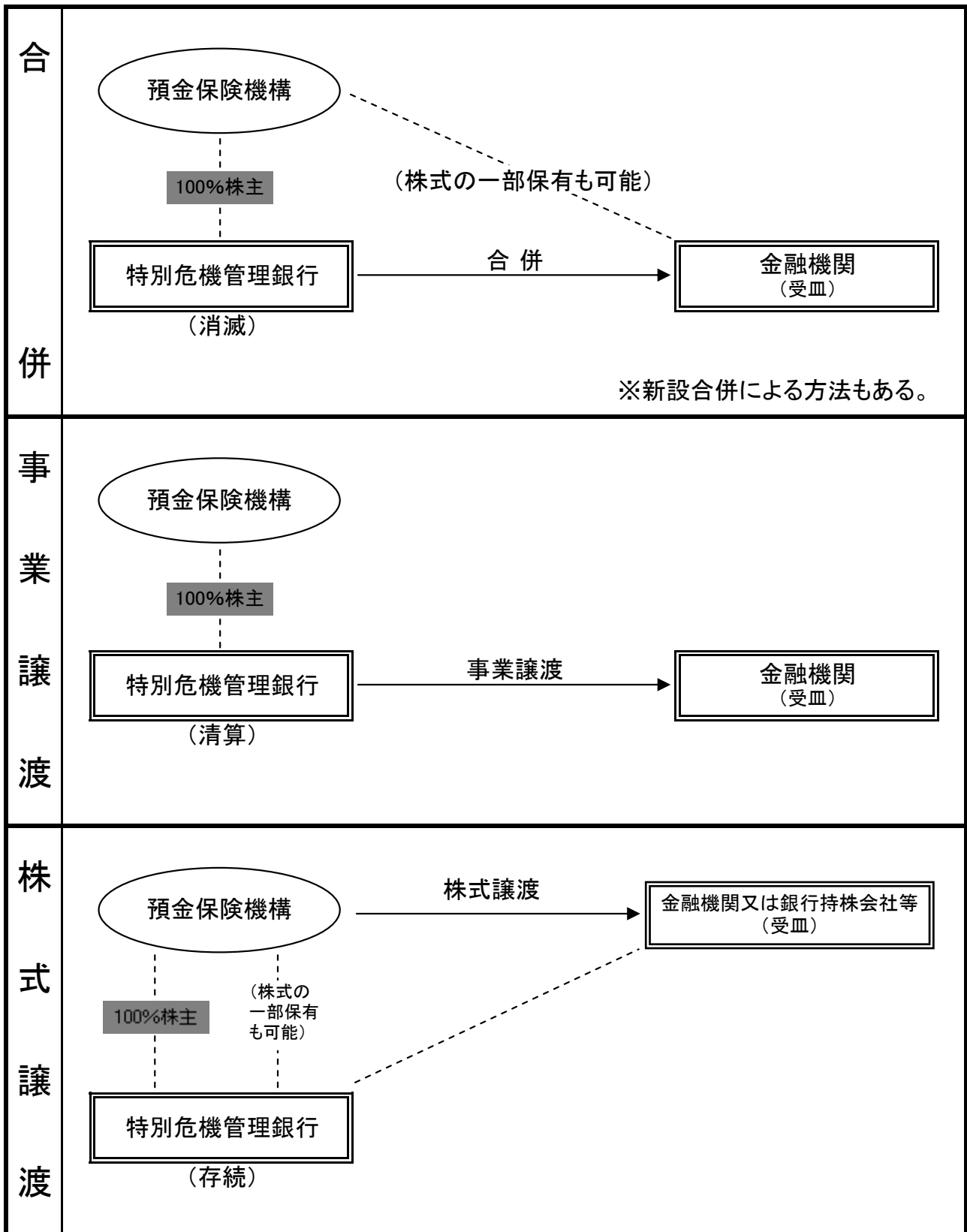


## 特別危機管理終了の枠組み(イメージ図)



(注) 特別危機管理銀行の受皿への移行時に預金保険機構により資金援助が実施される。

## 特別危機管理銀行の受皿への移行に際して適用される 預金保険法の主な規定の概要

### 特別危機管理の終了（第 120 条第 1 項）

○ 内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任。以下同じ）は、できる限り早期に、預金保険機構又は特別危機管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第 3 号措置（特別危機管理）を終えるものとする。

- ① 受皿金融機関が存続する合併
- ② 受皿金融機関との新設合併
- ③ 受皿金融機関への事業譲渡
- ④ 受皿への株式譲渡

上記の①、②については、合併後の法人が預金保険機構の子会社でないものに限り、④については、特別危機管理銀行が同機構の子会社でなくなるものに限る。

### 預金保険機構による資金援助

#### 1. 資金援助の申込み（第 59 条、第 118 条、第 64 条の 2）

○ 特別危機管理銀行の受皿になろうとする金融機関又は銀行持株会社等【注】（以下「金融機関等」という。）は、合併、事業譲渡、株式譲渡（以下「合併等」という。）に際して、預金保険機構に対し、金銭の贈与等の資金援助を申し込むことができる。

このうち、合併、株式譲渡により特別危機管理銀行の受皿になろうとする金融機関等は、当該銀行と連名で、預金保険機構に対し、当該銀行に金銭の贈与を行うことを申し込むことができる。

【注】「銀行持株会社等」は、以下のとおり定義されている（第 2 条第 5 項）。

- ① 銀行持株会社
- ② 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社となることについて銀行法第 52 条の 17 第 1 項の認可を受けた会社
- ③ 上記に掲げる会社以外の会社（銀行を除く。）で銀行を子会社とするもの又は子会社としようとするもの

○ 株式譲渡により受皿になろうとする金融機関等は、特別危機管理銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として、当該銀行の経営体制の整備、再建計画の策定を行う必要がある。

## 2. 資金援助の決定等（第 64 条、第 64 条の 2）

- 預金保険機構は、資金援助の申込みがあったときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

預金保険機構は、資金援助を行う旨の決定をしたときは、受皿になろうとする金融機関等との間で資金援助に関する契約を締結するものとする。

### 適格性の認定（第 61 条）

- 特別危機管理銀行及び受皿になろうとする金融機関等は、資金援助の申込みを行う時まで、当該合併等について、内閣総理大臣の認定（適格性の認定）を受けなければならない。

内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、認定を行うことができる。

- ① 合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資すること。
- ② 預金保険機構による資金援助が行われることが、合併等を行うために不可欠であること。
- ③ 合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、特別危機管理銀行が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

## 預金保険法

(第三号措置の終了)

## 第二百二十条

内閣総理大臣は、できる限り早期に、機構又は特別危機管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第三号措置を終えるものとする。

- 一 当該特別危機管理銀行と合併する金融機関が存続する合併(当該合併後に存続する法人が機構の子会社でないものに限る。)
  - 二 当該特別危機管理銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併(当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。)
  - 三 当該特別危機管理銀行の事業の譲渡
  - 四 当該特別危機管理銀行の株式の譲渡(当該譲渡により当該特別危機管理銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。)
- 254 (略)

(資金援助の申込み)

## 第五十九条

合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者(以下「救済金融機関」という。)(又は合併等を行う銀行持株会社等)以下「救済銀行持株会社等」という。(は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置(第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助」という。)(を行うことを、機構に申し込むことができる。)

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り
- 四 債務の保証
- 五 債務の引受け
- 六 優先株式等の引受け等
- 七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併
  - 二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併
  - 三 事業譲渡等で破綻金融機関がその事業を他の金融機関に譲渡するもの(事業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。)
- 三の二 付保預金移転

- 四 破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの
- 357 (略)

(特別危機管理銀行に係る資金援助の特例)

## 第一百八十八条

特別危機管理銀行を破綻金融機関とする合併等(第五十九条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げるものに限る。第五項において同じ。)(を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、同条第一項の規定にかかわらず、当該特別危機管理銀行と連名で、機構が当該特別危機管理銀行に対して資金援助(同項第一号に掲げるものに限る。第三項から第五項までにおいて同じ。)(を行うことを機構に申し込むことができる。)

255 (略)

(定義)

## 第二条

154 (略)

- 5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。
  - 一 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社
  - 二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社(銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。)(となることについて同法第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社
  - 三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社
  - 四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。)(となることについて同法第十六条の二の四第一項の認可を受けた会社
- 5 前各号に掲げる会社以外の会社(銀行及び長期信用銀行を除く。)(で銀行又は長期信用銀行(以下「銀行等」という。)(を子会社(会社がその総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主の有する株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び第十

三項において同じ。( )の百分の五十を超える数の議決権を保有する他の会社をいう。以下この号において同じ。)とするもの又は子会社としようとするもの

6～9 (略)

10 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなった額の一部を補てんすることをいう。

11～13 (略)

(資金援助)

第六十四条

機構は、第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項

又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2、3 (略)

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

5 前項の契約に係る資金援助のうち損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機構に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

(優先株式等の引受け等に係る資金援助)

第六十四条の二

第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等

に係るものであるときは、当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等(第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)は、第五十九条第一項の規定による申込みと同時に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先株式等の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が当該申込みに係る救

済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先株式等の引受け等を行う旨の決議をすることができる。

3 機構は、第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣当該申込みをした者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣)の承認を受けなければならない。

4～6 (略)

(適格性の認定)

第六十一条

第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一項の規定に

よる申込みに係る合併等については、当該合併等に係る破綻金融機関及び救済金融機関又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、同項の破綻金融機関及び救済金融機関又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等の連名で行わなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うために不可欠であること。

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻金融機関が業務を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4～7 (略)

8 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の十七第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の四第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしてい

る場合には、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

## 預金保険法施行令

(財務内容の健全性の確保等のための方策)

**第十三条** 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

- 一 経営の合理化のための方策
  - 二 機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する優先株式等(次に掲げるものを含む。)及び機構が同項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等(剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする優先出資の消却をいう。以下同じ。)、償還又は返済に対応することができず財源を確保するための方策
  - イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式
  - (1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換(当該優先株式がその発行会社を取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条及び次条第二項第三号を除く。)において同じ。)の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
  - (2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
  - (3) 当該優先株式又は(イ)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
  - ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式
  - ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資
- 三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策